

課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
営業等課税仕入高	① 表イ-1の㉑C欄の金額 円	表イ-1の㉑D欄の金額 円	表イ-1の㉑E欄の金額 円
農業課税仕入高	② 表イ-2の㉑C欄の金額	表イ-2の㉑D欄の金額	表イ-2の㉑E欄の金額
(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
課税仕入高	③ 表イ-3の㉑C欄の金額	表イ-3の㉑D欄の金額	表イ-3の㉑E欄の金額
(3) () 所得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④		
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤		
差引課税仕入高(④-⑤)	⑥		
(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
業務用固定資産等の取得費	⑦		
⑦のうち、課税仕入れにならないもの※	⑧		
差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨		

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-3の㉑A欄へ	付表2-3の㉑B欄へ
--------------------------------------	---	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
$\text{円} \times 6.24/108$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の㉑A欄へ
$\text{円} \times 7.8/110$ <small>税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。</small>	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の㉑B欄へ

※ ⑧欄は、課税仕入れにならないもの(非課税、免税、不課税の仕入れ等)のほか、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合は、当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。